

附 則（昭和五六年一月三〇日政令第三二七号）抄

この政令は、昭和五十七年一月一日から施行する。

附 則（昭和六一年六月一七日政令第二四号）抄

1 この政令は、医療法の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十一年六月二十七日）から施行する。

附 則（昭和六一年一〇月三一日政令第三三六号）抄

この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十九号）附則第一条第四号に定める日（昭和六十二年四月六日）から施行する。

附 則（昭和六三年八月二六日政令第二五二号）抄

この政令は、昭和六十三年十月一日から施行する。

附 則（平成二年九月一四日政令第二六六号）抄

（施行期日）
1 この政令は、水質汚濁防止法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二年九月二十二日）から施行する。ただし、第一項中水質汚濁防止法施行令第三条の次に一条を加える改正規定並びに同令別表第一及び別表第四の改正規定並びに第二条内海環境保全特別措置法施行令第四条の次に一条を加える改正規定並びに同令別表第二の改正規定は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成四年七月一日政令第二三七号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年一二月八日政令第四〇号）抄

（施行期日）
1 この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成六年七月八日政令第二二五号）抄

（施行期日）
1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年一二月三日政令第三八七号）抄

（施行期日）
1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年六月七日政令第三三号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一三年一月九日政令第三五〇号）抄

この政令は、平成十三年十二月一日から施行する。

附 則（平成一六年九月二九日政令第三三二号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、海洋汚染及び海上災害の防

附 則（平成一八年一〇月一一日政令第三二九三号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十九年一月一日から施

附 則（平成二年三月二十五日政令第五三号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施

附 則（平成二七年一月三〇日政令第三〇号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十二年七月一日から施

附 則（平成二七年一月三〇日政令第三三号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施

附 則（平成二七年一月三〇日政令第三三号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、不正競争防止法等の一部を改

附 則（平成二八年四月一日政令第二二二号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、道路運送車両法の一部を改

附 則（令和四年三月三一日政令第一二二号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、瀬戸内海環境保全特別措置

法施行令第八条第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市」とあるのは、「地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第一条に規定する施行時特例市」と、「特例市」とあるのは、「施行時特例市」と、「特例市の長に」とあるのは、「施行時特例市の長に」とする。

附 則（平成三〇年一〇月一七日政令第三二九三号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成三十年十月二十二日）から施行する。ただし、第十三条、第四条から第六条まで、第八条及び第十一条並びに次条の規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年六月二十一日）から施行する。

附 則（令和元年六月二八日政令第四四号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成三十一年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年一月三一日政令第二二二号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和四年三月三一日政令第一二二号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、道路運送車両法の一部を改

正する。ただし、第一項中地方自治法施行令目次の改正規定、同令第二編第八章第三節の節名を削る改正規定及び同令第七百七十四条の四十九の二十五条までの改正規定、第十四条、第十七条、第十八条（指定都市、中核市又は特例市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令第四条第一項の改正規定を除く。）、第二十一条から第二十五条までの改正規定、第二十七条、第二十九条、第三十条、第三十三条、第三十六条及び第四十六条の規定並びに第四十七条中総務省組織令第四十条の二第四号の改正規定並びに次条から附則第十五条までの規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（令和四年三月三一日政令第一二二号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、瀬戸内海環境保全特別措置

法の一部を改正する法律（以下「改正法」とい

う。）の施行の日（令和四年四月一日）から施

行する。

市大塔町、宇陀市（大字陀（牧、栗野及び田原に限る。）、榛原（柳及び角柄に限る。）及び室生下笠間字ダイバンドを除く。）、山辺郡山添村（大字岩屋及び大字毛原に限る。）、宇陀郡、吉野郡天川村、同郡野迫川村、同郡十津川村、同郡下北山村及び同郡上北山村の区域
四 和歌山県の区域のうち、御坊市、田辺市、新宮市、日高郡（日高町大字小坂、大字產湯、大字阿尾、大字方杭、大字小浦、大字津久野、大字比井及び大字志賀（字小杭、字古小杭、字神田、字壱町田、字名草、字五反田、字畔田字脇ノ田、字芦ヶ谷、字越ヶ谷、字石灘、字石田、字川久保、字大谷及び字岩戸に限る。）並びに由良町を除く。）、西牟婁郡及び東牟婁郡の区域
五 広島県の区域のうち、三原市大和町篠、府中市上下町（上下、深江、二森、小堀、小塚及び有福に限る。）、三次市、庄原市（西城町（平子字丑之河及び三坂（字市場、字岩祖及び字永金に限る。）に限る。）及び東城町（保田（字長谷及び字白滝山に限る。）及び帝釈始終字白石を除く。）、東広島市豊栄町（飯田及び吉原に限る。）、安芸高田市（八千代町（上根（字市裏、字市表及び字土井に限る。）及び東山に限る。）及び向原町（字割石、字八戸東及び字負根を除く。）を除く。）を除く。）、山県郡北広島町（後有田、有田、古保利、石井谷、寺原、春木、今田、有間、舞綱、中山、川戸、藏迫、惣森、川西、川東、壬生、川井、丁保余原、新郷、南方（字上畑及び字下畑を除く。）、木次、本地、新氏神、新都、志路原（上石、下石、海応寺、高野字大谷、大塚、大朝、田原、筏津、新庄、宮迫及び岩戸に限る。）、世羅郡世羅町（大字別迫字反田、大字青水（字弁城を除く。）、大字黒瀬、大字津口（字野原を除く。）、大字戸張、大字安田（字水の別を除く。）、大字徳市、大字小国、大字黒川、大字中、大字吉原、大字上津田、大字下津田、大字長田及び大字山中福田に限る。）及び神石郡神石高原町（古川（字仁後及び字問谷に限る。）及び福永（字滝合及び字見後限る。）に限る。）の区域
六 山口県の区域のうち、下関市（豊田町（大字本路子、大字殿居、大字佐野、大字荒木、大字一ノ俣、大字金道、大字宇内、大字八道、大字鷹子及び大字浮石に限る。）及び豊北町（大字神田上、大字神田（神田特牛地区、神田堀越地区、神田鳴滝地区、神田荒田地区及び神田大川地区に限る。）、大字北宇賀（北宇賀上畑地区及

び北宇賀下畠地区を除く。) 及び大字矢玉を除く。) に限る。) 山口市(阿東生雲東分、阿東篠目、阿東生雲西分、阿東生雲中、阿東藏目喜、阿東地福上、阿東地福下、阿東德佐上、阿東德佐中、阿東德佐下、阿東嘉年华上及び阿東嘉年华下に限る。) 萩市、長門市(淡木大塙区及び俵山町を除く。) 美祢市美東町赤山中区及び阿武郡の区域

七 徳島県の区域のうち、海部郡(美波町赤松を除く。) の区域

八 愛媛県の区域のうち、宇和島市(三間町及び津島町(御内、横川及び下畠地(上横上及び上横下に限る。) に限る。) に限る。) 上浮穴郡、喜多郡内子町中川、北宇和郡及び南宇和郡愛南町(深浦、脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、古月、鋪越、久良、正木、増田、小山、中川、広見、満倉、上大道、一本松、越田、船越、久家、樽見、福浦、麦ヶ浦、弓立、小浦、櫻月、下久家、大成川、小成川及び武者泊に限る。) の区域

九 福岡県の区域のうち、北九州市(若松区(大字有毛(字赤道、字岩名、字海老川、字高尾、字辻、字西ノ上及び字浜山に限る。) 大字乙丸(字岩河内、字大牟田、字笠松、字小牟田、字新地及び字椎牟田に限る。) 大字小敷(字太閤水及び字三ツ松に限る。) 大字高須、高須西一丁目、高須西二丁目、高須南一丁目から高須南五丁目まで、高須東一丁目から高須東四丁目まで、高須北一丁目から高須北三丁目まで、青葉台西三丁目から青葉台西六丁目まで、青葉台南一丁目から青葉台南三丁目まで及び花野路一丁目から花野路三丁目までに限る。) 及び八幡西区(大字浅川、浅川台一丁目から浅川台三丁目まで、大字香月、吉祥寺町、大字楠橋、大字木屋瀬、大字金剛、大字笛田、白岩町、自由ヶ丘、大字野面、大字畠、大字馬場山、浅川日の峯一丁目から浅川日の峯四丁目まで、小嶺台二丁目から小嶺台四丁目まで、浅川一丁目、浅川二丁目、藤原一丁目から藤原四丁目まで、船越一丁目から船越三丁目まで、下畠町、馬場山東一丁目から馬場山東三丁目まで、東石坂町、池田一丁目から池田三丁目まで、石坂一丁目から石坂三丁目まで、香月中央一丁目から香月中央五丁目まで、香月西一丁目から香月西四丁目まで、上香月一丁目から上香月四丁目まで、茶屋の原一丁目から茶屋の原四丁目まで、馬場山、馬場山西馬場山原、馬場山緑、楠橋上方一丁目、楠橋上

方二丁目、楠橋下方一丁目から楠橋下方三丁目まで、楠橋西一丁目から楠橋西三丁目まで、楠橋東一丁目、楠橋東二丁目、楠橋南一丁目から楠橋南三丁目まで、木屋瀬一丁目から木屋瀬五丁目まで、木屋瀬東一丁目から木屋瀬東四丁目まで、千代一丁目から千代五丁目まで、真名子一丁目、真名子二丁目、椋枝一丁目、椋枝二丁目、金剛一丁目から金剛四丁目まで、野面一丁目、野面二丁目、浅川学園台一丁目から浅川学園台四丁目まで、高江一丁目から高江五丁目まで、星ヶ丘一丁目から星ヶ丘七丁目まで、三ツ頭一丁目、三ツ頭二丁目、浅川町、岩崎一丁目から岩崎四丁目まで及び楠北一丁目から楠北三丁目までに限る。)に限る。)、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、糟屋郡、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、朝倉郡、三井郡、三瀧郡、八女郡、田川郡香春町、同郡添田町(大字英彦山(字タカス原、字鷹巣原、字山犬谷、字高住社鳥井脇、字分銅石及び字尾登を除く。)、大字落合、大字樹田、大字中元寺、大字野田、大字添田及び大字庄に限る。)、同郡糸田町、同郡川崎町、同郡大任町、同郡赤村(大字赤(字雉子越、字大谷、字下ノ東大谷、字西大谷下ノ切、字汐井谷及び字別府に限る。)及び大字内田に限る。)及び同郡福智町の区域。大分県の区域のうち、日田市(大字花月(字小石坂、字源太郎、字仙道、字小塙、字小塙の上、字杉山、字堂田、字仮屋、字梅ノ木奥、字梅ノ木、字下平、字ツヅラ山、字闕、字善四郎及び字柳原に限る。)を除く。)、佐伯市(字日、米水津及び蒲江に限る。)、竹田市久住町(大字久住字久住山及び大字有氏(字九重山、字鉢ノ久保及び字大船山に限る。)に限る。)、由布市(庄内町阿蘇野(字西大原及び字大原に限る。)及び湯布院町川西字野稻に限る。)、玖珠郡九重町大字田野(字扇山及び字支柱立ヶ台を除く。)及び同郡玖珠町(大字森(字東奥山、字返事ヶ尾及び字西奥山に限る。)、大字日出生(字千間原、字吸ヶ瀨れ、字後迫、字寺ヲク、字横枕、字高畠、字丸やぶ、字山田、字高平、字笛尾、字川

別 い を

この表に掲げる区域は、令和三年六月一日における行政区画その他の区域によつて表示されたものとする。

字中野　字道の近　宇都原　字小場　宇松山
字原、字專道及び字梶原に限る。)を除く。)の
区域

畜産農業又はサービス業の用に供する施設
であつて、次に掲げるもの

イ 豚房施設（豚房の総面積が四〇平方メートル未満の事業場に係るもの）を除く。）

ロ 牛房施設（牛房の総面積が一六〇平方メートル未満の事業場に係るもの）を除く。）

ハ 馬房施設（馬房の総面積が四〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの）を除く。）

一 魚類養殖業の用に供する養殖施設

二 共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第二百六十号）第六条に規定する施設をいう。）に設置されるちゆう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が一六〇平方メートル未満の事業場に係るもの）を除く。）

三 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設（総床面積が一二〇平方メートル未満の事業場に係るもの）を除く。）

四

- 五 飲食店（次号及び第七号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が一四〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 六 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設 総床面積が二一〇平方メートル未満の事業場に係るもの（を除く。）
- 七 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設 総床面積が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの（を除く。）
- 八 病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定するものをいう。以下この号において同じ。）（水産物に係る卸売場の面積が二〇〇平方メートル（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものにあつては、三三〇平方メートル）未満のものを除く。）に設置されるちゅう房施設、洗浄施設又は入浴施設
- 九 卸売市場（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第二項に規定するものをいう。以下この号において同じ。）（水産物に係る卸売場の面積が二〇〇平方メートル（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものにあつては、三三〇平方メートル）未満のものを除く。）に設置される水産物に係る卸売場又は仲卸売場
- 十 自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第七十七条に規定するものをいう。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が六五〇平方メートル未満の事業場に係るもの（を除く。）
- 十一 尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇人以下のものを除く。）